

## 豊橋市家具等てんとうむし補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市家具等てんとうむし補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、地震災害時における家具の転倒等を防止するため、新たに家具転倒防止器具等を購入し、取り付ける者に対し、その経費の一部を補助することにより、もって、地震災害時の被害の軽減に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第82号）に基づく住民基本台帳をいう。）に記録されている者。
- (2) 家具転倒防止器具等を購入し、自ら居住する住宅内（本市の住民票にある住宅）において器具等の取り付けを行った世帯主又は世帯員。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていない者。ただし、同一の住宅においての申請は一度までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、交付の対象としない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (5) その他市長が適当でないと認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 家具転倒防止器具等の購入に要した費用
- (2) 家具転倒防止器具の取り付けを業者等に依頼する場合は、その取り付けに要す

る費用

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる費用を合計した金額が 2,000 円を超えない場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(100円未満の端数金額は、切り捨てる。)とし、その限度額は、5,000円とする。ただし、予算で定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家具転倒防止器具等の購入日の属する年度の12月28日(その日が豊橋市の休日を定める条例(平成3年豊橋市条例第3号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その前日以前の日であって、その日に最も近い休日でない日とする。)までに、豊橋市家具等てんとうむし補助金交付申請書兼請求書(様式1。以下「交付申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支出内訳のわかる領収書等の原本又はその写し
- (2) 家具転倒防止器具等の取り付け前後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請をする年度内において予算を超える場合は、これを行うことができない。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、豊橋市家具等てんとうむし補助金交付決定・確定通知書(様式2)により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、豊橋市家具等てんとうむし補助金不交付決定通知書(様式第3)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 市長は、前条の交付の決定をした後、交付申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

(交付の決定及び額の確定の取り消し並びに補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付の決定及び額の確定の条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消した、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる場合、豊橋市家具等てんとうむし補助金交付決定・確定取消通知書(様式第3)により交付決定者(第7条第2項により交付の決定の通知及び額の確定を受けた者。)に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(令和5年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年 月 日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。